

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【事業年度】 第16期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03 - 6327 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 邨 井 望

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03 - 6327 - 3577(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 邨 井 望

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)
イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店
(名古屋市西区牛島町六番1号)
イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記のイー・ギャランティ株式会社九州支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	3,416,327	3,617,011	3,737,413	4,064,572	4,422,327
経常利益 (千円)	854,408	1,048,249	1,319,176	1,562,120	1,857,003
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	468,613	578,727	706,106	904,650	1,111,643
包括利益 (千円)	527,097	624,341	859,259	1,035,458	1,247,380
純資産額 (千円)	4,283,146	4,944,293	5,251,367	6,173,656	7,109,915
総資産額 (千円)	6,631,951	8,029,206	8,483,194	9,602,866	10,645,956
1株当たり純資産額 (円)	363.31	381.38	434.88	502.38	582.94
1株当たり当期純利益 金額 (円)	54.12	57.23	69.15	88.19	107.77
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	53.98	56.35	67.10	86.31	105.82
自己資本比率 (%)	55.3	48.3	52.5	53.8	56.7
自己資本利益率 (%)	15.1	15.3	17.0	18.8	19.9
株価収益率 (倍)	7.02	34.76	32.80	21.59	23.09
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	214,434	612,611	562,058	1,191,986	1,738,850
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	391,094	231,080	356,034	3,272,516	630,894
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	650,770	317,230	556,632	166,151	346,671
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,667,493	3,829,412	3,477,915	1,231,233	1,992,517
従業員数 (名)	98	98	110	108	116

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第13期、第14期、第15期及び第16期の1株当たり情報の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入により同信託口が所有する当社株式については、当連結会計年度の普通株式の期中平均株式数に含めております。

3 当社は、平成25年3月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	3,436,172	3,631,009	3,782,783	4,080,949	4,487,221
経常利益 (千円)	785,838	995,595	1,199,968	1,441,880	1,723,532
当期純利益 (千円)	468,613	580,626	712,121	898,776	1,113,096
資本金 (千円)	1,418,401	1,436,034	1,451,874	1,462,479	1,481,075
発行済株式総数 (株)	5,047,900	10,165,800	10,236,200	10,275,800	10,346,600
純資産額 (千円)	3,710,212	3,917,644	4,482,805	5,192,127	6,062,746
総資産額 (千円)	5,990,816	6,823,202	7,523,419	8,526,149	9,519,700
1株当たり純資産額 (円)	363.31	381.57	435.65	502.58	583.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	25.0 ()	17.5 ()	22.0 ()	28.0 ()	34.0 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	54.12	57.42	69.74	87.62	107.91
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	53.98	56.53	67.67	85.75	105.96
自己資本比率 (%)	61.2	56.8	59.3	60.6	63.4
自己資本利益率 (%)	15.1	15.4	17.1	18.7	19.9
株価収益率 (倍)	7.02	34.64	32.52	21.73	23.06
配当性向 (%)	23.1	30.5	31.5	32.0	31.5
従業員数 (名)	98	98	108	103	106

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 2 連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 3 第13期、第14期、第15期及び第16期の1株当たり情報の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、貸借対照表上自己株式として表示している「ESOP信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、当事業年度の普通株式の期中平均株式数に含めております。
- 4 当社は、平成25年3月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成12年9月	東京都港区において、伊藤忠商事(株)の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
平成13年11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権()を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
平成16年2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
平成16年8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス(リスク・マーケット・サービス、略称：RMS)を本格開始
平成17年4月	大阪府中央区に大阪支店開設
平成17年10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
平成18年5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成18年6月	大阪支店を大阪府中央区内で移転
平成19年3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年5月	福岡市博多区に九州支店を開設
平成19年12月	名古屋市中区に名古屋オフィス(現・名古屋支店)を開設
平成20年8月	クレジット・クリエイション1号匿名組合(現・クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合・連結子会社)を設立
平成21年3月	名古屋市西区に名古屋オフィス(現・名古屋支店)を移転
平成21年10月	クレジット・インベストメント1号匿名組合(現・連結子会社)を設立
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
平成23年7月	札幌府中央区に北海道支店を開設
平成23年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成24年1月	仏系大手信用保険グループ傘下のコファス・ジャパン・ファイナンス株式会社の一部事業を買収
平成24年2月	大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)の上場を廃止
平成24年12月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成25年7月	本社を東京都港区に移転
平成25年11月	イー・ギャランティ・ソリューション株式会社(現・連結子会社)を設立
平成26年3月	アールジー保証株式会社(現・連結子会社)を設立
平成26年10月	クレジット・ギャランティ1号匿名組合(現・連結子会社)を設立
平成27年4月	クレジット・ギャランティ2号匿名組合(現・連結子会社)を設立

() 売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

3 【事業の内容】

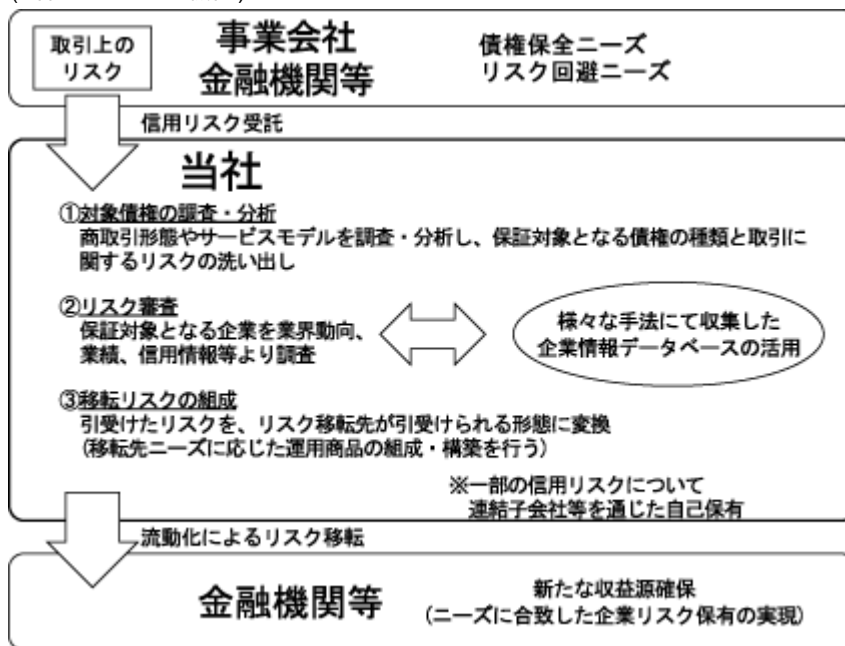
当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されております。

当社グループは、事業会社及び金融機関が企業間取引で負うことになる各種債権の未回収リスクの受託を行っております。当連結会計年度末日現在、独自の営業網として、東京本社、大阪、北海道、名古屋及び九州支店を展開し、全国各地で強固な基盤を持つ地方銀行(当連結会計年度末提携数51行)や大手都市銀行、証券会社を始め、商社、大手金融機関、リース会社、ノンバンク、一般企業の保険代理店子会社、信用金庫等との提携により、自社の経営資源によらない販売網を構築しております。これらの販売網を活用し、全国の企業に対して信用リスク受託の拡大を図っております。

このような営業展開による信用リスク受託に伴い、当社グループは多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらの信用リスク受託を円滑に実現するために、引受けるリスクを、情報提供会社等から入手した情報に加え、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、信用リスクの移転を目的として業態の異なる多様な金融機関に流動化を行うとともに、一部の信用リスクについてはクレジット・リンク・ファンド1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・リンク・ファンド1号匿名組合の営業者)、クレジット・インベストメント1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者)、クレジット・ギャランティ1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・ギャランティ1号匿名組合の営業者)及びクレジット・ギャランティ2号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・ギャランティ2号匿名組合の営業者)への流動化を行っております。

当社グループは信用リスクの流動化にあたり、各金融機関・ファンド等が一種の運用商品のような形で信用リスクを引受けることができるよう、流動化先である各金融機関やファンド等のニーズに合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品の引受機会を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク自体を顧客から仕入れ、流動化するというマーケットメーカーとしての役割を担っております。

(当社グループの機能)



本スキームにおいて当社グループの担う機能を段階別に説明すると下記のとおりであります。

(1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の未回収リスクを受託することにより保証料を得ます。事業分野を信用リスク受託に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社グループ営業網に加え、大手都市銀行、証券会社を始め、商社、地方銀行、大手金融機関、リース会社、ノンバンク、一般企業の保険代理店子会社、信用金庫といった販売網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

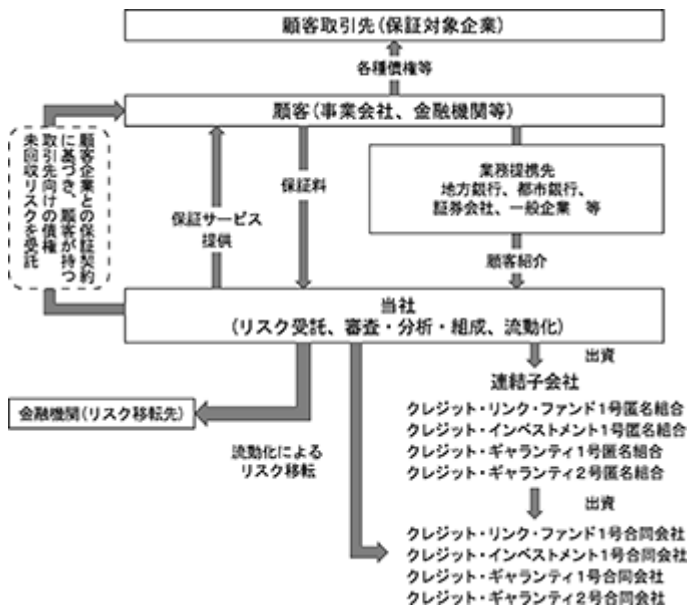
(2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

信用リスク受託を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社グループは、多種多様な取引における債権の未回収リスクの受託に取組んできた実績を活かし、債権債務と信用リスクの所在を明確にし、信用リスクを流動化する金融機関等にとって明確で簡素化された形に信用リスクをグルーピングします。この過程で、当社グループは、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの企業信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスク度合いに応じて企業を分類し、信用リスク受託の対象となるよう定量化を図っております。

(3) 流動化先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、流動化先となる金融機関等のニーズに合わせて、リスク度合い、最大リスク額、リスク移転コストのバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオについて、金融機関等へのリスク移転を図るほか、一部の信用リスクについては、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・リンク・ファンド1号匿名組合の営業者)、クレジット・インベストメント1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者)、クレジット・ギャランティ1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・ギャランティ1号匿名組合の営業者)及びクレジット・ギャランティ2号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・ギャランティ2号匿名組合の営業者)に対し流動化を行っております。

(事業系統図)



<当社グループの提供するサービス>

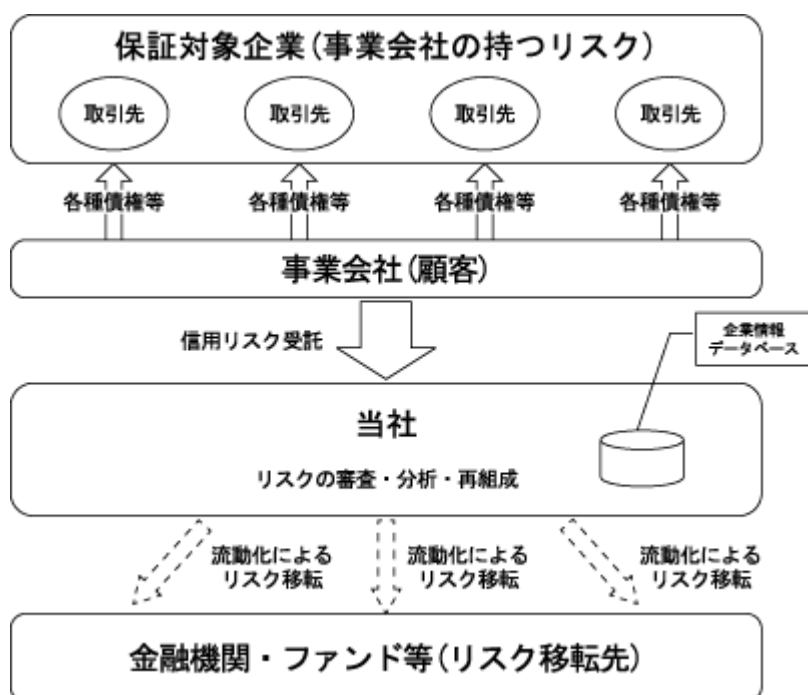
当社グループは「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

(1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権の未回収リスクの受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する信用リスク受託だけではなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する信用リスク受託も行っております。

本サービスは、契約先である顧客の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、顧客にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。顧客の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、顧客は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

「事業法人向け保証サービス」モデル



包括保証

契約先である顧客の取引先について、“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先の信用リスクを当社が一括して包括的に引受けるものです。多数の取引先の信用リスクを受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では顧客が負担する保証コストは大きく抑えられることになります。また、リスクの高い取引先であっても、多数の取引先の信用リスクを受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

顧客は、取引先を幅広く保証対象としてリスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、顧客は新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて当社の包括保証を導入することで「攻めの経営」を行うことができ、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

イ) 売上高課金方式

取引先(保証対象先)の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先である顧客にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略実施の際など、年間を通じて売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、あらかじめ設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先である顧客にとっては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

個別保証

契約先である顧客が保証を希望する取引先について1社単位で信用リスクを受託するものです。

顧客は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

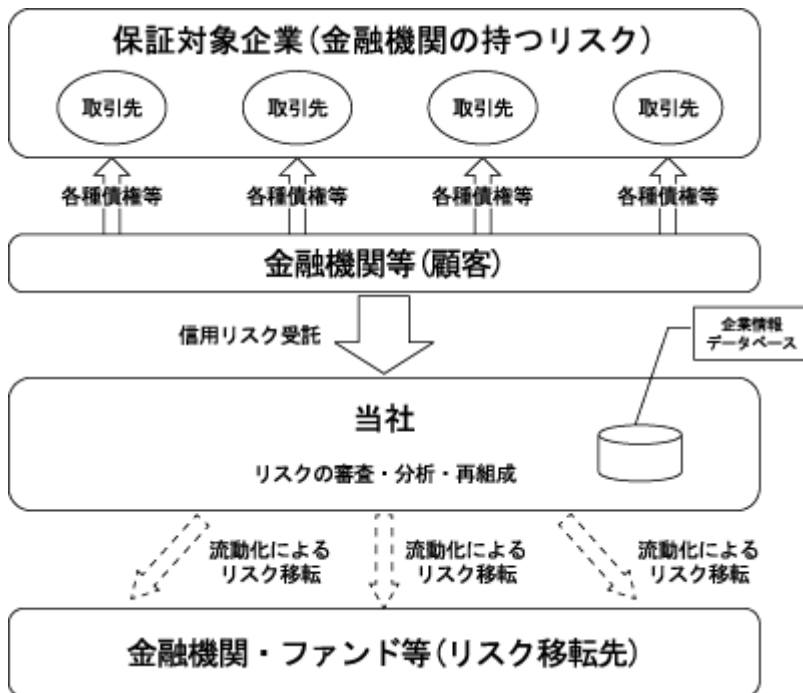
自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業などリスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いために有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

(2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス、略称：RMS」と呼び、当社が信用リスクを受託し、リスク移転先のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に信用リスクを流動化することにより、金融機関等の保有する信用リスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証による信用リスク受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の信用リスク受託を行います。

「金融法人向け保証サービス」モデル



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを受託するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権に伴うリスクを受託するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権及び手形債権の買取りに対する未回収リスクを受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取り組み等が可能となります。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社等

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 1	東京都港区	253,448	総合商社	被所有割合 24.7	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行っております。当連結会計年度末日現在同社従業員1名を役員として受け入れております。(注) 2

(注) 1 伊藤忠商事(株)は、有価証券報告書提出会社であります。

2 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、その他の関係会社である伊藤忠商事(株)より非常勤役員を招聘しております。当連結会計年度末日現在における伊藤忠商事(株)からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社グループにおける役割	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	山本 和洋	伊藤忠商事(株) 保険ビジネス部 保険ビジネス第二課長

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	東京都港区	10,000	信用保証事業	100	当社からの契約関連業務及びデータ登録業務など各種事務業務の委託を受けております。
アールジー保証株式会社	東京都港区	100,000	信用保証事業	80	小口売掛債権の保証サービスを行っております。
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合 (注) 2、3	東京都千代田区	800,000	信用保証事業		当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・インベストメント1号匿名組合 (注) 2、4	東京都中央区	360,000	信用保証事業		当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・ギャランティ1号匿名組合 (注) 2、5	東京都千代田区	300,000	信用保証事業		当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・ギャランティ2号匿名組合 (注) 6、7	東京都千代田区	100,000	信用保証事業		当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

4 クレジット・インベストメント1号匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が65%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

5 クレジット・ギャランティ1号匿名組合は、クレジット・ギャランティ1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業

会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

- 6 クレジット・ギャランティ2号匿名組合は、クレジット・ギャランティ2号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が55%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。
- 7 平成27年4月30日付で新たに設立いたしました。

(3) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
信用保証事業	116
合計	116

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
106	32.1	4.5	6,013

セグメントの名称	従業員数(名)
信用保証事業	106
合計	106

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策を背景に企業収益や雇用情勢などが改善し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速に加え、年明け以降の円高進行による企業業績の悪化懸念が強まり、わが国の景気先行きについては不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、当連結会計年度における企業倒産件数は8,408件となっており、前年同期比7.0%減少（帝国データバンク調べ）となるなど、依然として倒産は抑制されている状況にあります。

このような環境下、信用リスク保証サービスは引き続き堅調に推移いたしました。信用リスク受託ビジネスにおける裾野拡大を目指し、新たなチャネルとして城北信用金庫、芙蓉総合リース株式会社、大阪商工信用金庫、さわやか信用金庫と提携するなど販路拡大に向けた施策を実行する一方で、リスク移転手法の多様化のため、リスク移転先を追加すべく、当社が引受けた信用リスクへの投資を目的とした新たなファンドへ出資し、将来の保証残高拡大に対応する信用リスク受託の基盤を整えました。

当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されており、商品別の業績は、次のとおりであります。

事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおきましては、全国各地で新規顧客開拓や販路拡大に向けた施策を実行いたしました。また、問い合わせ件数が増加し、当該サービスに係る売上高は4,284,107千円(前年同期比8.5%増加)となりました。

金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおきましては、金融機関に対する積極的な提案を行った結果、当該サービスに係る売上高は138,220千円(前年同期比17.5%増加)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,422,327千円(前年同期比8.8%増加)、営業利益1,829,119千円(同18.9%増加)、経常利益1,857,003千円(同18.9%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益1,111,643千円(同22.9%増加)となりました。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第14期 (平成26年3月期)	第15期 (平成27年3月期)	第16期 (平成28年3月期)
売掛債権保証サービスに係る保証債務	194,810,860	226,351,158	257,613,540
買取債権保証サービスに係る保証債務	3,237,569	3,270,416	3,922,988

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ761,284千円増加し、1,992,517千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は1,738,850千円(前連結会計年度は1,191,986千円の増加)となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益1,857,003千円であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は630,894千円(前連結会計年度は3,272,516千円の減少)となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出800,000千円等であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果減少した資金は346,671千円(前連結会計年度は166,151千円の減少)となりました。主な減少要因は、配当金の支払額286,787千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額(千円)	前期比(%)	
事業法人向け保証サービス	包括保証	限度額課金方式	2,792,876	8.8
		売上高課金方式	242,731	21.1
	個別保証		1,248,499	16.5
	小計		4,284,107	8.5
金融法人向け保証サービス		138,220	17.5	
合計		4,422,327	8.8	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の報告セグメントは「信用保証事業」のみですが、上記ではより詳細に商品別に記載しております。なお、当該商品別の区分は前連結会計年度から変更ありません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いております。当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業(金融機関等を含む)から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化(リスク移転)という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引き受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

さらに、信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることでもあります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先(顧客)」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額なリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

信用リスク受託規模拡大のための販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。当社グループは現状、本事業分野において先行者メリットを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。そのため、既存提携先との関係を更に深めるとともに、今後も積極的に提携先の拡大や自社の支店展開等による全国的な販売網拡充に取り組みます。

売掛債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで、売掛債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権(建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など)の信用リスク受託に積極的に取り組み、付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関がもつ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向けクレジットカード事業、売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに既契約の維持が課題となっております。従いまして、既契約の更改率を維持向上すべく保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、従来保証を使っていなかった顧客層にもアプローチするため、より低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

一部の信用リスクの自己保有

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らず幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化すべく、ファンドへの出資等を通じて信用リスクの一部を自己保有しております。今後も信用リスクを自己で引き受けていくことで、安定したリスクの受託及び流動化体制の構築に努めてまいります。

人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育を更に強化する方針であります。

バックオフィス業務の強化

信用リスク受託規模の拡大に対応するため、グループ会社を有効活用し、契約関連事務やデータ登録業務などの各種事務作業をアウトソーシングするなど業務効率化を推進するとともに、信用リスクの受託・流動化事業に伴う事務の取扱いに関する専門性を高めていくことでバックオフィス業務の強化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの収益構造について

当社グループは、事業会社及び金融機関等の顧客から得る保証料を売上高として計上する一方、リスク移転先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社グループの利益となっております。

原価の上昇について

当社グループがリスク移転先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に多額の保証履行が発生した場合であっても、短期的な原価の上昇要因とはなりません。しかしながら、リスク移転コストは1年契約の間は原則変わらないため、利益率が短期的に悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。また、継続的に保証履行が多発するような景気悪化時には、顧客の保証に対するニーズも高まることから、経済情勢を踏まえ、顧客からの保証料に価格転嫁しますが、価格転嫁が十分に進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

リスク移転について

当社は、信用リスクを受託した債権の保証履行リスクをヘッジするために金融機関等にリスク移転を行っております。そのため、当社がリスク移転を依頼している債権について想定を超える著しい信用力低下や保証履行が生じた場合又はリスク移転先である金融機関等が債務不履行等のリスク移転を引受けることが困難となるような状況となった場合には、想定通りのリスク移転を行えない可能性があります。このような場合には、売上高の減少や原価率の上昇が生じる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

自己による信用リスクの保有について

当社は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社(当社が50%を出資している連結子会社であるクレジット・リンク・ファンド1号匿名組合の営業者)、クレジット・インベストメント1号合同会社(当社が65%を出資している連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者)、クレジット・ギャランティ1号合同会社(当社が51%を出資している連結子会社であるクレジット・ギャランティ1号匿名組合の営業者)及びクレジット・ギャランティ2号合同会社(当社が55%を出資している連結子会社であるクレジット・ギャランティ2号匿名組合の営業者)をリスク移転先に加える等により、一部の信用リスクを自己で保有しております。

平成28年3月末現在の信用リスク受託による保証残高のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務は257,613,540千円であり、買取債権保証サービスに係る保証債務は3,922,988千円であります。これらに係る保証債務のうち、当社グループでリスクを保有している売掛債権保証サービスに係る保証債務は50,911,904千円、買取債権保証サービスに係る保証債務は3,922,988千円であります。

これらへ流動化する信用リスク及び自家保有を行う信用リスクについては、他のリスク移転先と同様、一定の基準を設けたうえで極度に損害率が悪化しないよう対策を実施しております。しかしながら、想定を超えて保証履行が多発した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合等について

当社グループが行っている事業法人向け売掛債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社グループのサービスは、流動化先への流動化、分散機能を活用することにより、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等に幅広く対応できる点から優位性を有しております。また、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さからも他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面で、当社グループと比較して優位な立場にあります。したがってこれらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。

また、今後において他金融機関が同サービスの開発により新規参入することで競争が激化する可能性も考えられます。そのため、当社グループがより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社グループの競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売掛債権保証事業への依存について

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等が有する売掛債権などの信用リスクを受託しておりますが、そのうち、事業法人向けの売掛債権保証が全体の大半を占めております。

当社グループとしましては、事業法人向けには長期債権や請負債権など売掛債権以外の多様な債権に係る保証サービスの開発や金融法人向けの各種債権保証事業の拡大等により、当社グループにおける事業法人向け売掛債権保証の比率を低下させ、事業の継続性及び安定性の確保に努める方針であります。当社グループの想定通りに当該事業以外の業務が拡大していくとは限りません。

さらに、売掛債権保証事業について、当社グループの保証サービスに対する需要が拡大しない可能性があります。また、当社の提供するサービスが顧客のニーズに合致しない場合や、中長期的に安定した保証サービス提供のため、景気悪化時には、審査基準を厳格化することで信用リスクの受託を抑制することにより、一時的に需要に対する成約率が低下する場合があります。このような場合には、既存顧客の更改率低下や新規顧客が十分に獲得できないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 伊藤忠商事(株)グループとの関係について

現在、伊藤忠商事(株)は、当社株式の24.7%を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。また、当社グループは、同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用リスク受託・流動化事業を営んでいる唯一の企業であるため、同社グループ内での競合関係は生じておりませんが、同社グループが経営方針や営業戦略等を変更した場合、当社グループの事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社グループとの間において、以下のとおり役員の兼任や営業上の取引関係があります。

人的関係について

当連結会計年度末日現在において、以下のとおり同社グループの役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	山本 和洋	伊藤忠商事(株) 保険ビジネス部 保険ビジネス第二課長

取引関係について

当社グループは、伊藤忠商事(株)や伊藤忠プラスチック(株)等、伊藤忠商事(株)グループとの間に当社グループの事業法人向け保証サービスに係る取引がありますが、いずれのグループ会社との取引も第三者と同様の条件により行われております。なお、当連結会計年度における同社グループに対する売上高は全体の5.9%となっております。

また、営業協力に関する契約を伊藤忠商事(株)及び伊藤忠オリコ保険サービス(株)と締結しており、顧客の紹介を受けております。顧客との成約に際して一定の手数料を支払っておりますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われております。当該顧客との成約に際して支払う手数料の合計額は、平成27年3月期は17,860千円(伊藤忠商事(株)3,742千円、伊藤忠オリコ保険サービス(株)14,118千円)、平成28年3月期は16,219千円(伊藤忠商事(株)3,924千円、伊藤忠オリコ保険サービス(株)12,294千円)となっております。さらに、当社グループは伊藤忠商事(株)と共に、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・リンク・ファンド1号匿名組合の営業者)への匿名組合出資を通じて、一部の信用リスクを実質的に引受けております。また、同社にリスク移転を行っており、保証料を支払っております(前連結会計年度：259,949千円、当連結会計年度：277,935千円)。

なお、当社と伊藤忠商事(株)及び同社の子会社との取引については、「第5 経理の状況 連結財務諸表等 関連当事者情報」をご参照ください。

(5) 情報管理について

当社グループは、保証サービス事業を通じて顧客の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社グループはこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

(6) 紛争が発生する可能性について

当社グループの展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、リスク流動化先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」及び「金融商品取引法」上の「金融商品取引業」にも該当せず、同法の規制対象となっておりません。このように、当社グループの業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社グループはこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、または、他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社グループのビジネスモデルの変更、競合の激化等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

資産の部

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ10.9%増加し、10,645,956千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ9.4%増加し、7,443,188千円となりました。これは、現金及び預金が841,944千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ14.3%増加し、3,202,767千円となりました。これは、投資有価証券が371,953千円増加したことなどによります。

負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べ3.1%増加し、3,536,040千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ5.3%増加し、3,389,546千円となりました。これは、前受金が132,202千円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ30.5%減少し、146,494千円となりました。これは、「従業員持株会支援信託E S O P」の信託契約に伴う長期借入金が56,012千円減少したことなどによります。

純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ15.2%増加し、7,109,915千円となりました。これは、利益剰余金が823,925千円増加したことなどによります。なお、「従業員持株会支援信託E S O P」の信託契約に伴う自己株式245,979千円は株主資本から控除しております。

(2) 経営成績

売上高、売上総利益

当連結会計年度は、堅調な問合せ件数の推移に伴う契約件数の増加、大企業からの契約の受注、顧客からの追加の保証依頼の増加等により、売上高は4,422,327千円となり、売上総利益は3,398,535千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、経費削減による減少等により1,569,415千円となりました。

上記の結果、営業利益は1,829,119千円となりました。

営業外損益、経常利益

営業外収益は主に受取利息であります。当該受取利息を30,795千円計上した結果、営業外収益は30,964千円となりました。営業外費用は持分法による投資損失であります。当該持分法による投資損失3,080千円を計上した結果、営業外費用は3,080千円となりました。

上記の結果、経常利益は1,857,003千円となりました。

特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

特別損益の計上はなく、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,111,643千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ761,284千円増加し、1,992,517千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は1,738,850千円(前連結会計年度は1,191,986千円の増加)となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益1,857,003千円であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は630,894千円(前連結会計年度は3,272,516千円の減少)となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出800,000千円等であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果減少した資金は346,671千円(前連結会計年度は166,151千円の減少)となりました。主な減少要因は、配当金の支払額286,787千円等であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は63,094千円であります。その主な内訳は、基幹システム更新及びその周辺ツール開発による支出51,865千円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び 備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金		合計
本社 (東京都港区)	信用保証 事業	統括業務 施設	65,034		31,016	71,001	173,093	340,146	79
大阪支店 (大阪市中央区)	信用保証 事業	営業施設	751		345		3,099	4,195	11
名古屋支店 (名古屋市西区)	信用保証 事業	営業施設	868	0	355		8,455	9,679	7
九州支店 (福岡市博多区)	信用保証 事業	営業施設	459		631		3,849	4,939	8
北海道支店 (札幌市中央区)	信用保証 事業	営業施設			59		1,264	1,323	1

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	合計	
イー・ギャラン ティ・ソリュー ション株式会社	(東京都 港区)	信用保証 事業			1,278			1,278	8
アールジー保証 株式会社	(東京都 港区)	信用保証 事業							2
クレジット・リ ンク・ファンド 1号匿名組合	(東京都 千代田区)	信用保証 事業							
クレジット・イ ンベストメント 1号匿名組合	(東京都 中央区)	信用保証 事業							
クレジット・ ギャランティ1 号匿名組合	(東京都 千代田区)	信用保証 事業							
クレジット・ ギャランティ2 号匿名組合	(東京都 千代田区)	信用保証 事業							

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

当社は在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,680,000
計	15,680,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,346,600	10,346,600	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	10,346,600	10,346,600		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成24年2月29日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	382	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月15日～ 平成34年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 382 資本組入額 191	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下「終値平均値」という。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、下記(ア)または(イ)に掲げる条件のいずれかが満たされた場合に初めて本新株予約権を行使することができる。
 - (ア)当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年3月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益または親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれ10億円または5億5千万円を超えた場合。
 - (イ)株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が500円を上回った場合。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が権利行使価額に80%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権の行使期間満了日までに、権利行使価額に110%を乗じた価額で本新株予約権の全てを行使しなければならない。
- (3) 本新株予約権者は、当社取締役の地位(以下「権利行使資格」という。)を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - (ア)任期満了により、取締役を退任する場合
 - (イ)取締役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
 - (ウ)任期中で、取締役を退任した場合
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(4)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
- (6) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が、上記「3 権利行使の条件等」(6)の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「1 株式の数の調整」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び「2 払込金額の調整」に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記「3 権利行使の条件等」に準じて決定する。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
上記「4 新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6 平成25年1月30日開催の取締役会決議により、平成25年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年12月27日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,505	同左
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日～ 平成31年1月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,505 資本組入額 1,253	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)。

以下「終値平均値」という。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益が20億円を超えた場合に本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者は、当社取締役の地位(以下「権利行使資格」という。)を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - (ア)任期満了により、取締役を退任する場合
 - (イ)取締役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
 - (ウ)任期中で、取締役を退任した場合
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(3)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「1 株式の数の調整」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び「2 払込金額の調整」に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記「3 権利行使の条件等」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9) 新株予約権の取得条項
上記「4 新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成26年6月26日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	80	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月12日～ 平成56年7月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 新株予約権の発行価額

本新株予約権1個当たり金169,200円とする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。

3 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

4 その他取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

6 その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)5に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
上記(注)4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成27年6月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	130	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000	13,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月11日～ 平成27年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権の発行価額

本新株予約権1個当たり金201,200円とする。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

- (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めに従うものとする。
- 3 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 4 その他取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が、新株予約権を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- 5 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
- 6 その他新株予約権等に関する重要な事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)5に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得条項
上記(注)4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年4月1日 (注)1	4,020,198	4,040,400		1,048,755		458,755
平成23年12月15日 (注)2	900,000	4,940,400	329,580	1,378,335	329,580	788,335
平成24年1月12日 (注)3	103,100	5,043,500	37,755	1,416,090	37,755	826,090
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)4	4,400	5,047,900	2,311	1,418,401	2,311	828,401
平成25年3月1日 (注)5	5,076,700	10,124,600		1,418,401		828,401
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)6	41,200	10,165,800	17,633	1,436,034	17,633	846,034
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)7	70,400	10,236,200	15,840	1,451,874	15,839	861,874
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)8	39,600	10,275,800	10,604	1,462,479	10,604	872,479
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)9	70,800	10,346,600	18,595	1,481,075	18,595	891,075

(注)1 株式分割(1:200)によるものであります。

2 有償一般募集

発行価格 781.00円

発行価額 732.40円

資本組入額 366.20円

払込金総額 659,160千円

3 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 大和証券キャピタル・マーケット(株)

発行価格 781.00円

発行価額 732.40円

資本組入額 366.20円

払込金総額 75,510千円

4 新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,311千円増加しております。

5 株式分割(1:2)によるものであります。

6 新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ17,633千円増加しております。

7 新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ15,840千円、15,839千円増加しております。

8 新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,604千円増加しております。

9 新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ18,595千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)		23	27	46	61	1	3,242	3,400	
所有株式数 (単元)		31,091	1,370	36,786	14,303	4	19,402	102,956	51,000
所有株式数 の割合(%)		30.2	1.3	35.7	13.9	0.0	18.8	100.0	

(注)1 自己株式160株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載しております。

2 「E S O P信託」の導入により日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式544,600株は「金融機関」に5,446単元を含めて記載しております。

なお、当該株式は連結貸借対照表及び貸借対照表において自己株式として表示しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	2,559,200	24.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,457,300	14.1
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	904,800	8.7
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2-5-20	717,600	6.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	456,100	4.4
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	360,000	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	319,400	3.0
江藤 公則	東京都港区	171,200	1.6
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	170,900	1.6
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	1290 BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203560375 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	123,700	1.1
計		7,240,200	70.0

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,457,300株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	456,100株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	319,400株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	170,900株

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式1,457,300株のうち、「ESOP信託」の導入により同信託口が所有する当社株式544,600株については、連結貸借対照表及び貸借対照表において自己株式として表示しております。

3. 平成28年1月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Matthews International Capital Management, LLCが平成28年1月12日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式総数の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Matthews International Capital Management, LLC	Four Embarcadero Center, Suite 550, San Francisco, CA 94111, U.S.A	858,300	8.3
計		858,300	8.3

4. 平成28年1月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Matthews International Fundsが平成28年1月26日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Matthews International Funds	Four Embarcadero Center, Suite 550, San Francisco, CA 94111, U.S.A	852,400	8.2
計		852,400	8.2

5. 平成28年2月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が平成28年2月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6-10-1	417,500	4.0
計		417,500	4.0

6. 平成28年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社が平成28年3月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	300	0.0
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	25,016	0.2
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	614,000	5.9
計		639,316	6.2

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,295,500	102,955	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 51,000		
発行済株式総数	10,346,600		

総株主の議決権		102,955	
---------	--	---------	--

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式60株を含めております。

2. 「E S O P信託」の導入により日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式544,600株(議決権の数5,446個)は完全議決権株式(その他)を含めて表示しております。なお、当該株式は連結貸借対照表及び貸借対照表において自己株式として表示しております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
イー・ギャランティ株式会社	東京都港区赤坂 5 - 3 - 1	100		100	0.0
計		100		100	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は以下のとおりです。

平成24年2月29日開催の取締役会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議されたものであります。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

平成24年2月29日開催の取締役会決議

決議年月日	平成24年2月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

平成25年12月27日開催の取締役会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議されたものであります。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

平成25年12月27日開催の取締役会決議

決議年月日	平成25年12月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

平成26年 6月26日開催の取締役会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議されたものであります。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

平成26年 6月26日開催の取締役会決議

決議年月日	平成26年 6月26日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

平成27年 6月25日開催の取締役会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議されたものであります。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

平成27年 6月25日開催の取締役会決議

決議年月日	平成27年 6月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員に対して業績向上のインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する従業員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)を導入いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、従業員持株会と信託を組み合わせることで、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであります。

当社がイー・ギャランティ従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後一定期間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じた場合には、当社が負担いたします。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

3億円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入者(加入者であった者を含む)のうち、受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株式の売渡請求による売 渡)				
保有自己株式数	160		160	

3 【配当政策】

当社は、期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

配当回数につきましては、年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、新規事業の開始や、今後の海外展開等、効果的に投資してまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の動向及び配当性向等を総合的に勘案した結果、引き続き内部留保を拡充致しますが、同時に企業業績向上に伴う利益配分を目的として、前事業年度の1株当たり28円から増配し、1株当たり34円の期末配当を実施することを決定いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年6月28日 定時株主総会決議	351,778	34

(注) 配当金の総額には、「E S O P信託」の信託口に対する配当金18,516千円を含んでおります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	796 1,335	2,110 1,992	4,660	2,425	2,800
最低(円)	690 777	695 971	1,620	1,585	1,826

(注) 1 最高・最低株価は、平成23年12月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成23年12月16日から平成24年12月16日は東京証券取引所市場第二部、平成24年12月17日から東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、第12期の事業年度別最高・最低株価のうち、印は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。また、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)について、平成23年12月29日付で上場廃止申請を行い、平成24年2月18日付で、上場廃止となっております。

(注) 2 印は、平成25年3月1日の株式分割(1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	2,515	2,790	2,800	2,699	2,739	2,674
最低(円)	2,139	2,348	2,516	2,115	2,052	2,221

(注) 最近6月間の月別最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員状況】

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		江藤 公則	昭和50年1月10日	平成10年4月 平成12年9月 平成15年5月 平成16年6月 平成17年4月 平成18年11月 伊藤忠商事株式会社入社 当社出向 当社ゼネラル・マネー ジャー兼営業統括部長 当社経営企画室長兼営業部長 当社取締役 当社代表取締役社長 当社に転籍 当社代表取締役社 長 (現任)	(注) 3	171,200
取締役	執行役員 経営企画部 長	唐津 秀夫	昭和30年10月12日	昭和53年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成15年10月 平成18年4月 平成19年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年5月 平成22年6月 平成24年1月 平成25年4月 平成27年4月 平成28年1月 株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行大口支店長 株式会社さくら総合研究所企画部長 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 同行お客さまサービス部長 ジャパン・ペンション・ナビゲー ター 株式会社代表取締役社長 当社社外取締役就任 当社社外取締役退任 当社入社 当社経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部管掌 兼経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部長 当社取締役執行役員営業一部長 当社取締役執行役員営業第一部門長 当社取締役執行役員経営企画部長(現 任)	(注) 3	8,300
取締役	執行役員 営業部門長	永井 讓次	昭和25年4月15日	昭和48年4月 昭和61年2月 平成3年4月 平成6年4月 平成9年4月 平成11年4月 平成14年5月 平成15年9月 平成17年9月 平成17年12月 平成20年3月 平成20年4月 平成23年6月 平成24年1月 平成24年5月 平成25年4月 平成27年4月 平成28年1月 平成28年4月 株式会社埼玉銀行入行 埼玉ファイナンス・スイス株式会 社出向 株式会社あさひ銀行熊谷西支店長 スイスあさひ銀行株式会社出向 あさひ証券株式会社出向 昭栄保険サービス株式会社出向 昭栄保険サービス株式会社転籍 日本ドレーク・ビーム・モリン株式 会社入社 株式会社アスク入社 同社監査役 当社入社 当社内部監査室長 当社取締役執行役員業務企画部管掌 当社取締役執行役員リスク管理室長 当社取締役執行役員営業部長 当社取締役執行役員営業二部長 当社取締役執行役員営業第三部門長 当社取締役執行役員営業第一部門長 当社取締役執行役員営業部門長(現 任)	(注) 3	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員 経営管理 部長	邨井 望	昭和54年11月2日	平成14年4月 平成19年1月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年7月 平成25年4月 平成25年6月	エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式 会社入社 当社入社 当社社長室長 当社経営企画室長 当社執行役員経営企画室長 当社経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部長(現 任)	(注)3	11,200
取締役		永沢 良一	昭和17年1月1日	昭和42年10月 昭和43年10月 昭和57年10月 昭和62年8月 平成2年3月 平成3年10月 平成6年11月 平成7年10月 平成13年4月 平成21年6月	株式会社伊藤ヨーカ堂入社 株式会社帝国データバンク入社 同社神戸支店次長 同社神戸支店長 同社調査第5部長 同社総務部長 同社営業部長 同社調査第2部長 同社取締役管理本部長 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役		山本 和洋	昭和43年10月16日	平成3年4月 平成9年2月 平成13年5月 平成16年4月 平成16年7月 平成19年7月 平成20年6月 平成23年5月 平成23年6月 平成24年4月 平成27年4月	伊藤忠商事株式会社入社 Siam Cosmos Services Co.,Ltd.出向 伊藤忠保険サービス株式会社出向 Cosmos Services Co.,Ltd.出向 Cosmos Services Co.,Ltd. Direcor Cosmos Services Co.,Ltd. Cosmos Services Co.,Ltd. Managing Director 伊藤忠商事株式会社金融・保険事業 部保険第二事業室長 当社社外取締役(現任) 伊藤忠商事株式会社 物流・保険ビ ジネス部保険ビジネス第二課長 伊藤忠商事株式会社 保険ビジネス 部保険ビジネス第二課長(現任)	(注)3	
常勤監査役		山内 稔彦	昭和28年3月19日	昭和50年4月 平成11年7月 平成12年7月 平成13年7月 平成15年4月 平成16年5月 平成18年7月 平成22年4月 平成25年4月 平成27年4月 平成28年4月 平成28年6月	東京海上火災保険株式会社入社 同社リスクマネジメント業務部・企 画開発室長兼東京海上リスクコンサル ティング株式会社経営企画室長 同社リスクマネジメント業務部・企 画開発室長兼東京海上リスクコンサル ティング株式会社取締役経営企画 室長 同社リスクマネジメント業務部長兼 東京海上リスクコンサルティング株 式会社取締役 株式会社トータル保険サービス出 向、同社リスクマネジメント室・部 長 同社に転籍、同社リスクマネジメン ト室・部長 同社執行役員リスクマネジメント 室・部長 同社常務執行役員リスクマネジメン ト室長 同社上席常務執行役員兼リスクマネ ジメント室長 同社上席常務執行役員 同社顧問 当社常勤監査役(現任)	(注)4	

監査役	山岡 信一郎	昭和44年 7月21日	平成 6年10月 平成11年 3月 平成19年10月 平成22年 6月	監査法人トーマツ入所 公認会計士登録 株式会社ヴェリタス・アカウンティング設立 同社代表取締役社長(現任) 山岡法律会計事務所設立 パートナー(現任) 表参道公認会計士共同事務所 パートナー 当社社外監査役(現任)	(注) 4	
監査役	笠 浩久	昭和39年 8月 4日	昭和63年 4月 平成 6年 4月 平成13年 4月 平成15年 4月 平成19年 6月 平成22年 6月 平成25年 6月	東京海上火災保険株式会社入社 弁護士登録 坂野・瀬尾・橋本法律事務所入所 金融庁監督局総務課 金融危機対応室 課長補佐(任期付職員) 東京八丁堀法律事務所(現任) 当社社外監査役就任 当社社外監査役退任 当社社外監査役(現任)	(注) 4	
計						195,700

- (注) 1 取締役永沢良一及び山本和洋は、社外取締役であります。
- 2 監査役山内稔彦、山岡信一郎及び笠浩久は、社外監査役であります。
- 3 取締役江藤公則、唐津秀夫、永井譲次、邨井望、永沢良一、山本和洋の任期は、平成27年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役山岡信一郎、笠浩久の任期は、平成26年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年 3月期に係る定時株主総会終結の時まで、監査役山内稔彦の任期は平成28年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は監査役設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。

こうした観点から、経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信任確保を図るべく、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役による外部からの意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂く一方、独立性の高い社外監査役3名が経営を監視することで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。また、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

また、子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況については、子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付けております。当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を整備しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等(提出日現在)

()取締役会

取締役会は6名(うち、社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で社外取締役を招聘しております。

()監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、このうち社外監査役山岡信一郎氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役であります。

監査役会は、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。

()経営会議

経営会議は代表取締役の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、代表取締役が決定することを目的として、原則として毎月2回開催しております。構成員は、代表取締役、常勤取締役とし、取締役会付議事項及び業務執行に関する事項について意思決定を行っておりますが、常勤監査役及び内部監査室長も出席メンバーに加え、意見を述べることで牽制を図っております。

()幹部会議及び合同会議

当社は課長以上が出席する幹部会議を毎週開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役、常勤監査役、本社全従業員が参加する合同会議を毎月月初に定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。

()法律顧問

当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

()内部監査

当社は常設の組織として内部監査室を設置し、2名の内部監査室員を配置しております。内部監査室は、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。内部監査室、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

()監査役監査

当社では、監査役監査の強化の観点から監査役会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

()会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		
指定有限責任社員	業務執行社員	松村 浩司
指定有限責任社員	業務執行社員	酒井 博康

また、当社の会計監査業務に係わる監査補助者は、公認会計士3名、会計士補等2名、その他2名であります。

()内部統制部門と監査役監査、内部監査、会計監査との連携

監査役と会計監査人及び内部監査室は、随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。また、監査役は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、内部統制の監査及び評価の実施に際して、内部統制部門に対して、業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、内部統制部門は、監査役、会計監査人及び内部監査室による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役2名、及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、社外監査役は監査役会等にて、社内情報の収集に努めるとともに取締役会に出席し、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、社外監査役を含む監査役会は内部監査室及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は、内部統制部門を管轄する取締役より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。

社外取締役である永沢良一は過去において㈱帝国データバンクの取締役であったことがありますが、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である山本和洋は大株主である伊藤忠商事㈱から招聘した役員であります。過去において伊藤忠保険サービス㈱に出向したことがあり、現在は伊藤忠商事㈱保険ビジネス部保険ビジネス第二課長を兼任しております。同氏は海外における保険事業の統括経験を有し、保険部門においての知識も有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映することを目的に招聘いたしました。伊藤忠商事㈱及び同社グループと当社との関係は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (4)伊藤忠商事㈱グループとの関係について」に記載したとおりであります。

社外監査役である山内稔彦及び笠浩久は過去において東京海上火災保険㈱の社員であったことがあり、社外監査役である山内稔彦は㈱トータル保険サービスの社員であったことがあり、社外監査役である山岡信一郎は監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)の職員であったことがありますが、いずれも当社との間に特別な利害関係はございません。

なお、当社は㈱帝国データバンク及び㈱トータル保険サービスと通常の営業取引がございます。また、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。詳細については「第4 提出会社の状況 6 コーポレートガバナンスの状況等

(2)監査報酬の内容等」に記載したとおりであります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営企画部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長よりリスク管理について周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令遵守及びリスク管理における問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	97,377	84,184	13,192			4
監査役 (社外監査役を除く。)	7,762	7,762				1
社外役員	11,735	11,735				4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬制度は役員任期と合わせ単年度の全社業績に対する業績連動型報酬制度であり、個々の取締役の担当職務の成果も考慮して増減調整する制度であります。

取締役の経営判断の結果である企業収益に依存する報酬制度を導入することで、取締役に妥当な経営判断への誘引を与え、同時に報酬減少のリスクを負担させることにより特定株主の利益ではなく、業績という全株主利益の実現を通じた株主価値向上への動機付けを実現したと考えております。

ストックオプションの付与については、各取締役の職責に応じ、協議して割当数量を決定しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

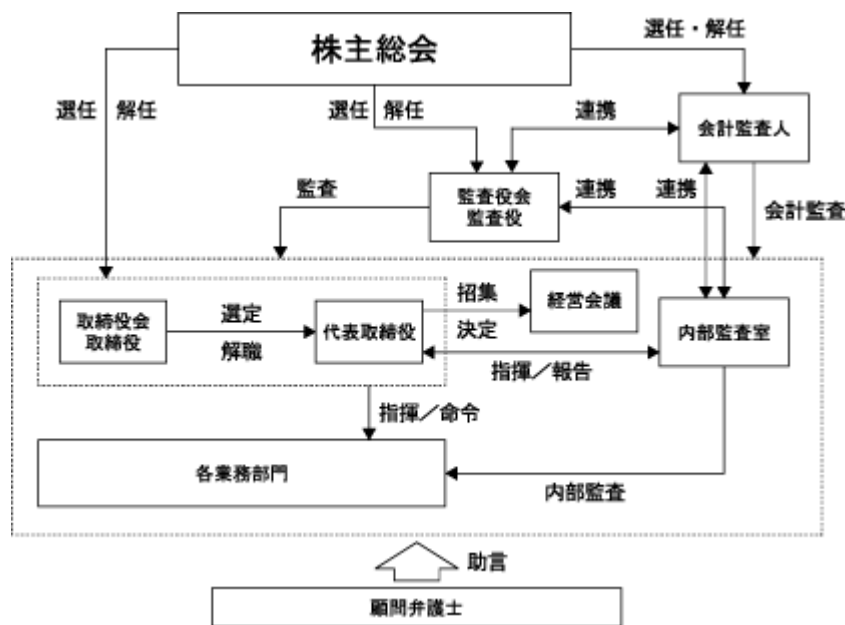
中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。
 (平成28年6月29日現在)



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,500		17,000	
連結子会社				
計	16,500		17,000	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,561,233	5,403,177
売掛金	31,993	22,077
有価証券	300,094	402,630
前払費用	¹ 1,556,059	¹ 1,264,637
繰延税金資産	193,730	159,236
未収入金	5,631	28,427
その他	152,458	163,000
流動資産合計	6,801,200	7,443,188
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	399,306	399,454
減価償却累計額	24,809	41,889
建物及び構築物(純額)	374,496	357,564
機械装置及び運搬具	734	734
減価償却累計額	705	734
機械装置及び運搬具(純額)	28	0
工具、器具及び備品	97,314	106,829
減価償却累計額	61,536	73,143
工具、器具及び備品(純額)	35,777	33,685
土地	158,251	158,251
有形固定資産合計	568,554	549,501
無形固定資産		
ソフトウェア	5,790	55,866
その他	1,371	98
無形固定資産合計	7,161	55,964
投資その他の資産		
投資有価証券	² 2,028,046	2,400,000
長期前払費用	306	363
敷金及び保証金	194,974	194,323
繰延税金資産	2,622	2,614
投資その他の資産合計	2,225,949	2,597,301
固定資産合計	2,801,666	3,202,767
資産合計	9,602,866	10,645,956

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,869	2,569
1年内返済予定の長期借入金	38,975	39,148
未払法人税等	299,774	316,109
保証履行引当金	313,948	297,445
賞与引当金	90,000	86,000
前受金	3 2,100,865	3 2,233,067
その他	371,934	415,206
流動負債合計	3,218,367	3,389,546
固定負債		
長期借入金	87,224	31,212
長期未払金	123,617	115,282
固定負債合計	210,842	146,494
負債合計	3,429,210	3,536,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,462,479	1,481,075
資本剰余金	872,479	891,075
利益剰余金	3,081,289	3,905,215
自己株式	253,941	246,037
株主資本合計	5,162,305	6,031,327
新株予約権	27,781	27,924
非支配株主持分	983,569	1,050,662
純資産合計	6,173,656	7,109,915
負債純資産合計	9,602,866	10,645,956

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	4,064,572	4,422,327
売上原価	956,233	1,023,792
売上総利益	3,108,339	3,398,535
販売費及び一般管理費	1,570,185	1,569,415
営業利益	1,538,153	1,829,119
営業外収益		
受取利息	28,603	30,795
為替差益	4	
その他		168
営業外収益合計	28,608	30,964
営業外費用		
支払利息	32	
持分法による投資損失	4,609	3,080
営業外費用合計	4,642	3,080
経常利益	1,562,120	1,857,003
特別利益		
投資有価証券売却益	127	
新株予約権戻入益	2,591	
保険解約返戻金	3,787	
特別利益合計	6,505	
税金等調整前当期純利益	1,568,625	1,857,003
法人税、住民税及び事業税	558,378	575,121
法人税等調整額	25,211	34,500
法人税等合計	533,167	609,622
当期純利益	1,035,458	1,247,380
非支配株主に帰属する当期純利益	130,808	135,737
親会社株主に帰属する当期純利益	904,650	1,111,643

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
当期純利益	1,035,458	1,247,380
包括利益	1,035,458	1,247,380
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	904,650	1,111,643
非支配株主に係る包括利益	130,808	135,737

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,451,874	861,874	2,401,831	264,149	4,451,431
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	10,604	10,604			21,208
剰余金の配当			225,192		225,192
親会社株主に帰属する当期純利益			904,650		904,650
自己株式の処分				10,207	10,207
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	10,604	10,604	679,457	10,207	710,874
当期末残高	1,462,479	872,479	3,081,289	253,941	5,162,305

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	23,459	776,476	5,251,367
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			21,208
剰余金の配当			225,192
親会社株主に帰属する当期純利益			904,650
自己株式の処分			10,207
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,321	207,092	211,414
当期変動額合計	4,321	207,092	922,289
当期末残高	27,781	983,569	6,173,656

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,462,479	872,479	3,081,289	253,941	5,162,305
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	18,595	18,595			37,191
剰余金の配当			287,717		287,717
親会社株主に帰属する当期純利益			1,111,643		1,111,643
自己株式の処分				7,904	7,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	18,595	18,595	823,925	7,904	869,022
当期末残高	1,481,075	891,075	3,905,215	246,037	6,031,327

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	27,781	983,569	6,173,656
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			37,191
剰余金の配当			287,717
親会社株主に帰属する当期純利益			1,111,643
自己株式の処分			7,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	143	67,093	67,236
当期変動額合計	143	67,093	936,258
当期末残高	27,924	1,050,662	7,109,915

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,568,625	1,857,003
減価償却費	61,229	33,191
保証履行引当金の増減額 (は減少)	22,350	16,503
賞与引当金の増減額 (は減少)	5,000	4,000
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	123,065	
受取利息	28,603	30,795
新株予約権戻入益	2,591	
投資有価証券売却損益 (は益)	127	
保険解約返戻金	3,787	
持分法による投資損益 (は益)	4,609	3,080
株式報酬費用	10,152	13,192
売上債権の増減額 (は増加)	8,099	9,916
仕入債務の増減額 (は減少)	383	299
前払費用の増減額 (は増加)	63,552	291,422
未収入金の増減額 (は増加)	26,625	22,796
前受金の増減額 (は減少)	130,832	132,202
長期未払金の増減額 (は減少)	123,617	8,334
その他	21,166	13,287
小計	1,733,996	2,270,567
利息の受取額	31,298	35,501
利息の支払額	32	
法人税等の支払額	573,276	567,218
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,191,986	1,738,850
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (は増加)	1,980,000	80,660
有形固定資産の取得による支出	462,882	38,829
無形固定資産の取得による支出	2,602	29,373
有価証券の償還による収入		300,000
投資有価証券の取得による支出	800,000	800,000
投資有価証券の売却による収入	20,407	
関係会社の清算による収入		19,114
敷金の差入による支出	59,895	2,816
敷金の回収による収入	1,203	1,669
保険積立金の積立による支出	579	
保険積立金の解約による収入	11,831	
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,272,516	630,894
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	55,470	55,840
リース債務の返済による支出	1,545	
ストックオプションの行使による収入	17,970	24,142
自己株式の売却による収入	43,206	40,457
配当金の支払額	226,316	286,787
非支配株主への配当金の支払額	90,995	113,643
非支配株主からの払込みによる収入	147,000	45,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	166,151	346,671
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	2,246,682	761,284
現金及び現金同等物の期首残高	3,477,915	1,231,233
現金及び現金同等物の期末残高	1,231,233	1,992,517

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社名

イー・ギャランティ・ソリューション株式会社

アールジー保証株式会社

クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合

クレジット・インベストメント1号匿名組合

クレジット・ギャランティ1号匿名組合

クレジット・ギャランティ2号匿名組合

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度からクレジット・ギャランティ2号匿名組合を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において新たに設立したことによるものであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用の範囲の変更

電子債権アクセプタンス株式会社は、当連結会計年度において会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合、イー・ギャランティ・ソリューション株式会社及びアールジー保証株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結子会社クレジット・インベストメント1号匿名組合、クレジット・ギャランティ1号匿名組合及びクレジット・ギャランティ2号匿名組合の決算日は、それぞれ7月末日、9月末日及び2月末日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの

債務保証に準じた処理をしております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法または定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

これによる連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員持株会支援信託E S O P)

(1) 取引の概要

当社は、平成24年7月10日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決定し、同年7月31日に信託契約を締結いたしました。

当社は、従業員に対して業績向上のインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する従業員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan)を参考に、従業員持株会と信託を組み合わせることで、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであります。

当社がイー・ギャランティ従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後一定期間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じた場合には、当社が負担いたします。

当社株式の取得及び処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書に含めて計上しております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額

前連結会計年度 253,884千円、当連結会計年度 245,979千円

当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前連結会計年度 562,100株、当連結会計年度 544,600株

期中平均株式数 前連結会計年度 572,400株、当連結会計年度 553,069株

の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 前払費用

主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	22,194千円	千円

3 前受金

当社が保証契約先から受け取る保証料に係わる前受相当額であります。

4 偶発債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
売掛債権保証サービスに係る保証債務	226,351,158千円	売掛債権保証サービスに係る保証債務 257,613,540千円
買取債権保証サービスに係る保証債務	3,270,416千円	買取債権保証サービスに係る保証債務 3,922,988千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務183,850,861千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務206,701,636千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給与及び手当	498,839千円	522,534千円
地代家賃	134,984	178,447
賞与引当金繰入額	88,820	86,000
役員退職慰労引当金繰入額	4,343	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注) 1	10,236,200	39,600		10,275,800
合計	10,236,200	39,600		10,275,800
自己株式				
普通株式(株) (注) 2	584,860		22,600	562,260
合計	584,860		22,600	562,260

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加39,600株は、ストック・オプションの行使による増加であります。
 2. 普通株式の自己株式数の減少22,600株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P信託」の導入により同信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首584,700株、当連結会計年度末562,100株)については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					27,781	
合計						27,781	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	225,192	22	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	287,717	28	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(注) 配当金の総額には、「E S O P信託」の信託口に対する配当金15,738千円を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注) 1	10,275,800	70,800		10,346,600
合計	10,275,800	70,800		10,346,600
自己株式				
普通株式(株) (注) 2	562,260		17,500	544,760
合計	562,260		17,500	544,760

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加70,800株は、ストック・オプションの行使による増加であります。
 2. 普通株式の自己株式数の減少17,500株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P信託」の導入により同信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首562,100株、当連結会計年度末544,600株)については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						27,924
合計							27,924

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	287,717	28	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	351,778	34	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 配当金の総額には、「E S O P信託」の信託口に対する配当金18,516千円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	4,561,233千円	5,403,177千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	3,330,000	3,410,660
現金及び現金同等物	1,231,233	1,992,517

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債及び格付けがA格以上の社債等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、貸倒れの発生頻度は極めて低くなっております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

満期保有目的の債券は、国債及び格付けがA格以上の社債等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2)参照)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,561,233	4,561,233	
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,305,946	2,325,620	19,673
資産計	6,867,179	6,886,853	19,673

(単位：千円)

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点に存在する契約上の保証料と、期末時点に存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料が近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で2,100,865千円計上されています。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,403,177	5,403,177	
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,802,630	2,844,155	41,524
資産計	8,205,808	8,247,332	41,524

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点に存在する契約上の保証料と、期末時点に存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料が近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で2,233,067千円計上されています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及び投資有価証券に関する事項
 資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	22,194千円	千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(2)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,561,233			
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	300,000	2,000,000		
合計	4,861,233	2,000,000		

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,403,177			
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	400,000	2,400,000		
合計	5,803,177	2,400,000		

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	2,005,946	2,025,990	20,043
	小計	2,005,946	2,025,990	20,043
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	300,000	299,630	370
	小計	300,000	299,630	370
計		2,305,946	2,325,620	19,673

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	2,802,630	2,844,155	41,524
	小計	2,802,630	2,844,155	41,524
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債			
	小計			
計		2,802,630	2,844,155	41,524

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

当社グループはクレジット・デフォルト・スワップ取引を行なっていますが、債務保証に準じた処理を行っているため、デリバティブ取引に関する注記として記載しておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

当社グループはクレジット・デフォルト・スワップ取引を行なっていますが、債務保証に準じた処理を行っているため、デリバティブ取引に関する注記として記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額	8,062千円	8,710千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	10,152	13,192

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. 権利不行使による失効に伴う利益計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益(新株予約権戻入益)	2,591	

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回ストック・ オプション	第7回ストック・ オプション	第8回ストック・ オプション	第9回ストック・ オプション
決議年月日	平成20年10月16日	平成24年2月29日	平成25年12月27日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名	当社取締役 3名	当社取締役 5名	当社取締役 4名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 80,000株	普通株式 180,000株	普通株式 100,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成20年11月1日	平成24年3月15日	平成26年1月14日	平成26年7月11日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)3
対象勤務期間 (注)4	平成20年11月1日～ 平成23年10月16日			
権利行使期間 (注)4	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日	平成24年3月15日～ 平成34年3月14日	平成26年1月14日～ 平成31年1月13日	平成26年7月12日～ 平成56年7月11日

	第10回ストック・オプション
決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 13,000株
付与日	平成27年7月10日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間(注)4	
権利行使期間(注)4	平成27年7月11日～平成57年7月10日

(注) 1. スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。なお、平成23年4月1日付株式分割(1株につき200株の割合)、平成25年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとし、行使する場合は、保有するすべての新株予約権を一括して行使するものとする。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

4. 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第4回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
決議年月日	平成20年10月16日	平成24年2月29日	平成25年12月27日	平成26年6月26日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)			100,000	
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)			100,000	
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	70,800	180,000		8,000
権利確定(株)				
権利行使(株)	70,800			
失効(株)				
未行使残(株)		180,000		8,000

	第10回ストック・オプション
決議年月日	平成27年6月25日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	13,000
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	13,000

(注) 当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成23年4月1日付株式分割(1株につき200株の割合)、平成25年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第4回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
決議年月日	平成20年10月16日	平成24年2月29日	平成25年12月27日	平成26年6月26日
権利行使価格(円)	341	382	2,505	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	184	600	3,500	1,692

	第10回ストック・オプション
決議年月日	平成27年6月25日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	2,012

(注) 平成23年4月1日付株式分割(1株につき200株の割合)、平成25年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

5. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第4回Stock・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 87.42%

平成19年3月8日～平成20年10月31日(19ヶ月と24日間)の株価変動率に、類似会社の19ヶ月と24日間の株価変動率に対する付与日から2年間の株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (役員) 4.954年

予想配当 0円/株

平成20年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.883%

予想残存期間に対応する国債の利回りが無いため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

(第7回Stock・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 62.50%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

予想配当利回り 3.28%

無リスク利率 0.995%

満期までの期間に対応した償還年月日平成34年3月21日の超長期国債55の流通利回りを基準といたしました。

(第8回Stock・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 60.05%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

予想配当利回り 0.7%

無リスク利率 0.216%

満期までの期間に対応した償還年月日平成30年12月20日の長期国債298の流通利回りを基準といたしました。

(第9回Stock・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 65.58%

平成19年3月8日～平成26年7月11日(88ヶ月と4日間)の株価変動率から算定しております。

予想残存期間 15年

予想配当 22円/株

平成26年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.972%

評価基準日における償還年月日平成41年6月20日の超長期国債111の国債のレートを採用いたしました。

(第10回Stock・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 62.68%

平成19年3月8日～平成27年7月10日(10ヶ月と3日間)の株価変動率から算定しております。

予想残存期間 15年

予想配当 28円/株

平成27年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.818%

評価基準日における償還年月日平成42年6月20日の超長期国債118の国債のレートを採用いたしました。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	22,975千円	3,140千円
賞与引当金	29,790	26,539
保証履行損失	10,941	19,303
保証履行引当金	103,917	91,791
匿名組合分配金	4,718	
その他	22,475	23,650
計	194,817	164,424
繰延税金負債(流動)		
立替金等	1,087	1,229
匿名組合分配金		3,958
計	1,087	5,187
繰延税金資産(流動)純額	193,730	159,236
繰延税金資産(固定)		
長期未払金	39,977	37,851
その他	2,622	2,614
計	42,599	40,465
評価性引当額	39,977	37,851
繰延税金資産(固定)純額	2,622	2,614
繰延税金資産合計	196,352	161,851

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が11,707千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	伊藤忠商事㈱	東京都 港区	253,448	総合商社	(被所有) 直接24.9	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注)2	64,932 (2,832,000)	前受金	36,865

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	伊藤忠商事㈱	東京都 港区	253,448	総合商社	(被所有) 直接24.7	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注)2	43,435 (1,748,500)	前受金	29,100

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	電子債権アク セプタンス㈱	東京都 港区	100	債権買取事 業	(所有) 直接 34.0	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注)2	9,930 (1,195,000)	前受金	8,632

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠プラス チックス(株)	東京都 渋谷区	1,000	合成樹脂板 等卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	42,060 (7,597,000)	前受金	12,031
その他の 関係会社 の子会社	シーアイマ テックス(株)	東京都 中央区	250	化学製品卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	33,558 (2,477,000)	前受金	29,278
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク ス(株)	東京都 港区	19,877	石油卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	28,335 (1,959,000)	前受金	14,886
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ホーム ファッション (株)	東京都 中央区	375	寝具類卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	10,356 (1,293,000)	前受金	4,182
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ケミカ ルフロンティア (株)	東京都 港区	1,100	化学製品卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	12,901 (1,024,000)	前受金	12,202
その他の 関係会社 の子会社	その他12社					売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	76,575 (4,987,100)	前受金	38,948

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠プラス チックス(株)	東京都 渋谷区	1,000	合成樹脂板 等卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	32,449 (8,168,000)	前受金	21,926
その他の 関係会社 の子会社	シーアイマ テックス(株)	東京都 中央区	250	化学製品卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	32,592 (2,211,000)	前受金	25,876
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク ス(株)	東京都 港区	19,877	石油卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	32,374 (1,743,500)	前受金	13,387
その他の 関係会社 の子会社	小倉興産エネ ルギー(株)	福岡県 北九州市	400	石油卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	14,007 (966,000)	前受金	5,680
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ケミカ ルフロンティア (株)	東京都 港区	1,100	化学製品卸		売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	13,372 (935,000)	前受金	10,285
その他の 関係会社 の子会社	その他14社					売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	87,517 (5,646,300)	前受金	48,839

(工)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	江藤公則				(被所有) 直接1.29	当社代表取 締役社長	ストックオプ ションの権利 行使(注)3	11,880 (26千株)		

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	江藤公則				(被所有) 直接1.65	当社代表取 締役社長	ストックオプ ションの 権利行使 (注)4	11,866 (34千株)		

- (注) 1. 上記(ア)～(エ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
3. 臨時株主総会(平成18年10月31日)の決議に基づき付与されたストックオプションの権利行使を記載しております。
なお「取引金額」欄はストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
4. 定時株主総会(平成20年6月24日)の決議に基づき付与されたストックオプションの権利行使を記載しております。
なお「取引金額」欄はストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	502円38銭	582円94銭
1株当たり当期純利益金額	88円19銭	107円77銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	86円31銭	105円82銭

(注) 「従業員持株会信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度562,100株、当連結会計年度544,600株)。また、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度572,400株、当連結会計年度553,069株)。

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	6,173,656	7,109,915
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,011,350	1,078,587
(うち新株予約権)	(27,781)	(27,924)
(うち非支配株主持分)	(983,569)	(1,050,662)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,162,305	6,031,327
普通株式の発行済株式数(株)	10,275,800	10,346,600
普通株式の自己株式数(株)	160	160
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,275,640	10,346,440

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	904,650	1,111,643
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	904,650	1,111,643
期中平均株式数(株)	10,257,857	10,314,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	223,699	190,179
(うち新株予約権)(株)	(223,699)	(190,179)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年12月27日開催の 取締役会決議による新株 予約権	平成25年12月27日開催の 取締役会決議による新株 予約権

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	38,975	39,148	0.5	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	87,224	31,212	0.5	平成29年4月 ~平成29年8月
合計	126,200	70,360		

(注) 1 「平均利率」については、長期借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	31,212			

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,090,540	2,180,416	3,280,866	4,422,327
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	422,047	887,621	1,397,236	1,857,003
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (千円)	261,458	553,022	845,621	1,111,643
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	25.44	53.78	82.07	107.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	25.44	28.34	28.28	25.71

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,402,243	3,014,027
売掛金	31,419	24,769
有価証券	300,094	402,630
前払費用	² 1,553,308	² 1,263,324
繰延税金資産	114,269	95,205
未収入金	¹ 37,627	¹ 116,891
その他	¹ 19,902	¹ 15,031
流動資産合計	4,458,865	4,931,880
固定資産		
有形固定資産		
建物	374,496	357,564
車両運搬具	28	0
工具、器具及び備品	33,920	32,407
土地	158,251	158,251
有形固定資産合計	566,697	548,223
無形固定資産		
ソフトウェア	5,790	71,001
その他	1,371	98
無形固定資産合計	7,161	71,099
投資その他の資産		
投資有価証券	1,699,939	2,400,000
関係会社株式	112,294	90,100
関係会社社債	305,912	
その他の関係会社有価証券	1,132,348	1,250,310
長期前払費用	306	363
繰延税金資産	47,648	33,398
敷金及び保証金	194,974	194,323
投資その他の資産合計	3,493,424	3,968,496
固定資産合計	4,067,283	4,587,819
資産合計	8,526,149	9,519,700

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 44,001	1 62,779
1年内返済予定の長期借入金	38,975	39,148
未払金	1 193,681	1 194,386
未払費用	39,694	26,166
未払法人税等	298,318	315,642
前受金	3 2,097,070	3 2,227,859
保証履行引当金	88,142	77,129
賞与引当金	90,000	86,000
その他	1 233,295	1 281,347
流動負債合計	3,123,179	3,310,459
固定負債		
長期借入金	87,224	31,212
長期未払金	123,617	115,282
固定負債合計	210,842	146,494
負債合計	3,334,021	3,456,953
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,462,479	1,481,075
資本剰余金		
資本準備金	872,479	891,075
資本剰余金合計	872,479	891,075
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,083,330	3,908,708
利益剰余金合計	3,083,330	3,908,708
自己株式	253,941	246,037
株主資本合計	5,164,346	6,034,821
新株予約権	27,781	27,924
純資産合計	5,192,127	6,062,746
負債純資産合計	8,526,149	9,519,700

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成26年 4月 1日 平成27年 3月31日)	(自 至	平成27年 4月 1日 平成28年 3月31日)
売上高	1	4,080,949	1	4,487,221
売上原価				
支払保証料	1	1,009,760	1	1,171,635
支払手数料		241,892		271,635
保証履行引当金繰入額		30,086		3,285
売上原価合計		1,281,740		1,446,555
売上総利益		2,799,209		3,040,665
販売費及び一般管理費	1, 2	1,540,071	1, 2	1,522,903
営業利益		1,259,137		1,517,761
営業外収益				
受取利息	1	12,656	1	8,304
有価証券利息		13,536		19,805
匿名組合投資利益		156,565		177,003
為替差益		4		
その他		100		768
営業外収益合計		182,863		205,883
営業外費用				
支払利息		120		112
営業外費用合計		120		112
経常利益		1,441,880		1,723,532
特別利益				
関係会社株式売却益		507		
新株予約権戻入益		2,591		
保険解約返戻金		3,787		
特別利益合計		6,886		
特別損失				
関係会社株式評価損		11,805		
関係会社清算損				3,080
特別損失合計		11,805		3,080
税引前当期純利益		1,436,961		1,720,452
法人税、住民税及び事業税		556,912		574,041
法人税等調整額		18,728		33,313
法人税等合計		538,184		607,355
当期純利益		898,776		1,113,096

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,451,874	861,874	861,874	2,409,746	2,409,746	264,149	4,459,346
当期変動額							
新株の発行（新株予 約権の行使）	10,604	10,604	10,604				21,208
剰余金の配当				225,192	225,192		225,192
当期純利益				898,776	898,776		898,776
自己株式の処分						10,207	10,207
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	10,604	10,604	10,604	673,583	673,583	10,207	705,000
当期末残高	1,462,479	872,479	872,479	3,083,330	3,083,330	253,941	5,164,346

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	23,459	4,482,805
当期変動額		
新株の発行（新株予 約権の行使）		21,208
剰余金の配当		225,192
当期純利益		898,776
自己株式の処分		10,207
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	4,321	4,321
当期変動額合計	4,321	709,322
当期末残高	27,781	5,192,127

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,462,479	872,479	872,479	3,083,330	3,083,330	253,941	5,164,346
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	18,595	18,595	18,595				37,191
剰余金の配当				287,717	287,717		287,717
当期純利益				1,113,096	1,113,096		1,113,096
自己株式の処分						7,904	7,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	18,595	18,595	18,595	825,378	825,378	7,904	870,475
当期末残高	1,481,075	891,075	891,075	3,908,708	3,908,708	246,037	6,034,821

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	27,781	5,192,127
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		37,191
剰余金の配当		287,717
当期純利益		1,113,096
自己株式の処分		7,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	143	143
当期変動額合計	143	870,618
当期末残高	27,924	6,062,746

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ)満期保有目的債券.....償却原価法(定額法)を採用しております。

(ロ)関連会社株式.....移動平均法による原価法を採用しております。

(ハ)その他の関係会社有価証券

匿名組合出資金.....匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

(2) デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの.....債務保証に準じた処理をしております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産.....定額法または定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～47年

車両運搬具 4年

器具及び備品 3～15年

(2)無形固定資産.....定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1)保証履行引当金.....保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

(2)賞与引当金.....従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の財務諸表及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員持株会支援信託E S O P)

従業員持株会支援信託E S O Pに関する注記については、「連結財務諸表「注記事項(追加情報)」」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未収入金	36,513千円	94,409千円
その他流動資産	3,069千円	4,866千円
買掛金	41,877千円	59,683千円
未払金	13,178千円	6,959千円
その他流動負債	90,031千円	90,032千円

2 前払費用

主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。

3 前受金

当社が保証契約先から受け取る保証料に係わる前受相当額であります。

4 偶発債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)
売掛債権保証サービスに係る保証債務	226,351,158千円	売掛債権保証サービスに係る保証債務	257,613,540千円
買取債権保証サービスに係る保証債務	3,270,416千円	買取債権保証サービスに係る保証債務	3,922,988千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務219,378,155千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これらに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務242,522,200千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	130,774千円	173,835千円
売上原価	466,270千円	640,440千円
販売費及び一般管理費	26,937千円	32,277千円
営業取引以外の取引高	4,778千円	4,502千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給与手当	490,063千円	503,612千円
地代家賃	130,955千円	172,505千円
賞与引当金繰入額	88,820千円	86,000千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,343千円	千円
減価償却費	59,990千円	32,693千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式90,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式90,100千円、関連会社株式22,194千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	22,975千円	3,140千円
賞与引当金	29,790	26,539
保証履行損失	10,941	19,303
保証履行引当金	29,175	23,802
その他	22,475	23,650
計	115,357	96,435
繰延税金負債(流動)		
立替金等	1,087	1,229
計	1,087	1,229
繰延税金資産(流動)純額	114,269	95,205
繰延税金資産(固定)		
長期未払金	39,977	37,851
匿名組合出資金	41,118	30,784
その他	6,529	2,614
計	87,626	71,250
評価性引当額	39,977	37,851
差引	47,648	33,398
繰延税金資産合計	161,918	128,604

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.10%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.44	0.63
永久に益金に算入されない項目	0.06	
住民税均等割	0.54	0.37
評価性引当額の当期増減額	0.04	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.95	0.51
その他	0.02	0.69
税効果会計適用後の法人税等負担率	37.45	35.30

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は8,788千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物	374,496	148		17,080	357,564	41,889
	車両運搬具	28			28	0	734
	工具、器具及び備品	33,920	9,344		10,857	32,407	70,811
	土地	158,251				158,251	
	計	566,697	9,492		27,966	548,223	113,435
無形固定資産	ソフトウェア	5,790	68,664		3,453	71,001	7,758
	その他	1,371			1,272	98	7,062
	計	7,161	68,664		4,726	71,099	14,821

(注) 上記のうち、ソフトウェアの当期増加額は基幹システム更新及びその周辺ツール開発に伴うものであります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
保証履行引当金	88,142	77,129	88,142	77,129
賞与引当金	90,000	86,000	90,000	86,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.eguarantee.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第15期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第15期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第16期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日関東財務局長に提出

第16期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日関東財務局長に提出

第16期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 浩 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 博 康

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・ギャランティ株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イー・ギャランティ株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 浩 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 博 康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。